（十八）　ロケット若しくは無人航空機に用いられる飛行制御装置若しくは姿勢制御装置又はこれらの試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置
（十九）　アビオニクス装置又はその部分品
（二十）　ロケット又は無人航空機に用いられる熱電池
（二十一）　航空機又は船舶に用いられる重力計又は重力勾配計
（二十二）　ロケット又は無人航空機の発射台又は地上支援装置
（二十三）　ロケット又は無人航空機に用いられる無線遠隔測定装置、無線遠隔制御装置又は追跡装置
（二十四）　ロケットに用いられる電子計算機
（二十五）　ロケット又は無人航空機に用いられるアナログデジタル変換器
（二十六）　振動試験装置若しくはその部分品又はロケット若しくは無人航空機の開発若しくは試験に用いられる風洞、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置（一の項に掲げるものを除く。）
（二十七）　ロケット設計用の電子計算機
（二十八）　音波（超音波を含む。）、電波若しくは光の反射若しくは放射を減少させる材料若しくは装置又はこれらの試験装置
（二十九）　ロケット又は無人航空機に用いられる集積回路、探知装置又はレードーム

五

次に掲げる武器その他の物資であって、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるもの

（一）　銃砲若しくはその他の装置であって爆発物を発射し、若しくは投下するもの（（二十一）において「銃砲等」という。）若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品
（二）　銃砲弾又はその部分品
（三）　爆弾、魚雷、ロケット弾、ミサイルその他の爆発物（銃砲弾を除く。）若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品
（四）　（三）に掲げる物資若しくは簡易爆発装置の操作、制御、起動、発射、敷設、除去、妨害若しくは探知のための装置であって軍用に設計したもの若しくはその附属品又はこれらの部分品（（一）に掲げるものを除く。）
（五）　軍用に設計した射撃統制装置若しくはその機能を妨げるための装置若しくはこれらの試験調整装置又はこれらの附属品若しくは部分品
（六）　軍用車両又はその部分品
（七）　催涙剤若しくはくしゃみ剤（個人護身用のものを除く。）又は軍用の放射性製剤
（八）　軍用の化学製剤、軍用の細菌製剤若しくは（七）に掲げる物資の散布、探知、識別若しくは防護のための装置又はその部分品（三の項に掲げるものを除く。）
（九）　軍用の化学製剤、軍用の細菌製剤若しくは軍用の放射性製剤の浄化のための装置若しくはその部分品又は当該浄化のために特に配合した化学物質の混合物
（十）　軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒若しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウイルス若しくは細胞株
（十一）　火薬若しくは爆薬又はこれらの主成分、添加剤、安定剤若しくは前駆物質となる物質（一の項及び四の項に掲げるものを除く。）
（十二）　軍用燃料
（十三）　粉末状の金属燃料（アルミニウムの粉を含み、四の項に掲げるものを除く。）
（十四）　軍用船舶若しくはその船体若しくは附属品又はこれらの部分品
（十五）　防潜網又は魚雷防御網
（十六）　軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品
（十七）　衛星航法システム妨害装置又はその部分品
（十八）　高速運動エネルギー兵器（銃砲を除く。）若しくはその発射体又はこれらの部分品
（十九）　装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品
（二十）　軍事訓練若しくは軍事作戦シミュレーションのために設計した装置又はその附属品若しくは部分品
（二十一）　銃砲等の使用の訓練のために設計したシミュレーター又はその附属品若しくは部分品（（二十）に掲げるものを除く。）
（二十二）　画像の撮影、記録、処理、解析若しくは加工のための装置若しくはその機能を妨げるための装置であって軍用に設計したもの又はこれらの附属品若しくは部分品
（二十三）　指向性エネルギー兵器若しくはその探知、識別若しくは防護のための装置又はこれらの部分品
（二十四）　（一）から（四）まで、（六）、（十四）から（十八）まで、（十二）又は（二十三）に掲げる物資に係る鍛造品、鋳造品その他の半製品
（二十五）　極低温冷却装置若しくは超電導電気機器又はこれらの附属品若しくは部分品
（二十六）　次に掲げる装置又はこれらの部分品（一の項に掲げるものを除く。）

1　自給式潜水用具
2　軍用に設計した土木機械
3　ロボット又はその制御装置
4　軍用に設計した移動式修理設備、野外発電機又はコンテナ
5　軍用に設計した橋又は浮橋
6　軍用に設計した燃料電池

（二十七）　一の項、（二）若しくは（四十二）8、二の項（一）、三の項（一）若しくはこの項（一）から（二十六）までに掲げる物資の製造装置若しくは試験装置若しくはそのの製造装置又はこれらの部分品（二の項及び三の項に掲げるものを除く。）
（二十八）　軍用に設計した電子機器若しくはその部分品又はこれらの製造装置若しくは試験装置若しくはこれらの製造装置若しくはこれらの部分品（一の項から四の項まで並びにこの項（一）から（九）まで及び（十四）から（二十七）までに掲げるものを除く。）
（二十九）　放電加工機用人造黒鉛（一の項及び四の項に掲げるものを除く。）
（三十）　アラミド繊維又はアラミド繊維を用いたフィラメント若しくはテープ状のもの（一の項に掲げるものを除く。）

省　令

○財務省令第四十二号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）並びに財務省設置法（平成十一年法律第九十五条）及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）を実施するため、税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令及び財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十三日

財務大臣　野田　佳彦

外務大臣　岡田　克也
財務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　菅　直人

税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令及び財務省組織規則の一部を改正する省令

（税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令の一部改正）

第一条　税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「又はたばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第四十二条第二項」を「、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第四十二条第二項又は国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第三条第五項」に改める。